

消 防力の維持のために

4月26日、消防訓練場で「消防動力ポンプ性能試験」を実施し、村消防団が常備する可搬消防ポンプの性能を試験しました。

可搬消防ポンプとは、消防車両を使用しないで、人力により搬送される動力消防ポンプのことで、この性能試験は可搬消防ポンプに水を吸引する際の真空圧力や、放水した際の水圧力などの性能を試験するものです。

消防団では、日頃から資機材の点検や訓練、火災予防などの活動を行い、有事に備えて皆さんの安全・安心を守っています。



木造住宅の無料耐震相談会

住宅の耐震性の向上と地震に強い安全なまちづくりを促進するため、木造住宅の無料耐震相談会を開催します。

日 6月14日(土)午後1時30分～4時30分※要予約

場 役場庁舎1階・村民相談室

対 ①～③の全てに該当する木造住宅を所有する方

① 村内に自らが所有し居住しているもの

② 昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅であるもの(ただし、昭和56年6月1日以降に増改築したものを除く)

③ 木造在来工法で建築されたもの(枠組壁工法またはプレハブ工法によらないもの)

内 図面、写真による簡易耐震診断および耐震改修についての相談など

費 無料

申 6月11日(水)までに申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。申込書はホームページまたは総務課窓口で配布しています。

他 ● 一般診断法による耐震診断をご希望の方は、耐震診断費補助金交付制度をご利用ください。

● なお村では、民間企業に耐震診断やリフォーム工事などの個別訪問を依頼することはありません。悪質な訪問販売などにご注意ください。

問 総務課安全防災交通係 ☎(288)1212





すこやか



ふくち ありさ
福地 亜理渚さん 6歳

優しい亜理渚、いっぱい食べて、
いっぱい遊んで、いっぱい笑って、
益々成長してね!

保護者より



きよかわっ子



やなぎ あつき
柳 彩月さん 6歳

くいしんぼうのあづ
いっぱい食べておおきくなってね

保護者より



児童手当の現況届について



現況届の提出は原則不要です

児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。

ただし、次の①～④に該当する方は現況届の提出が必要です。

- ① 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ② 離婚協議中の受給者である同居の父母
- ③ 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ④ その他、状況を確認する必要がある方

問 子育て健康福祉課子育て支援係 ☎(288)3861

次のような場合は手続きが必要です (申請や届出は15日以内)

- 結婚、離婚などにより受給者を変更するとき
- 加入している年金を変更するとき
- 振込口座を変更するとき
- 村外に転出するとき、または村内で転居したとき
- 出生などにより支給対象の児童が増えたとき
- 監護しなくなったなどの理由で支給対象の児童が減ったとき
- 児童が児童養護施設に入所したとき
- 支給対象の児童と別居したとき
- 受給者が公務員になったとき